

名田庄小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものとする。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、町、町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、いろいろな障がいのある児童への理解等、自分だけでなく他の人の大切さも認める態度を育てる。

○体験活動の推進

遊びや行事など体験活動を通して人と関わることの喜びや大切さに気づかせる。

○道徳教育の推進

すべての教育活動を通して、生命を尊重する心や人権意識を高める。特に、道徳教育（「思いやり」、「生命尊重」を重点指導項目）を通して、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びについて指導する。

- (2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。

- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対処している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

（3）いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。

○授業改善

- ①生徒指導の4つのポイント（自己存在感を与える、共感的人間関係の育成、自己決定の場を与える、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業を進める。
- ②すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設ける。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努める。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・自然災害により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

○生活アンケート、教員によるいじめ発見のためのチェックの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録する。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡、アンケートの実施などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールソーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じる。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行う。

・重大事態が発生した旨を、町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告する。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。

・町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催する。

（構成員） 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭

　　スクールカウンセラー・適応指導支援員、町教委

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、児童、保護者等に対して、学校いじめ防止基本方針についての周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存（保存期間：10年）※保存期間は町の文書管理規則等に基づく
 - ・いじめの認知
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組を行う。

（構成員） 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・担任・養護教諭・関係教員

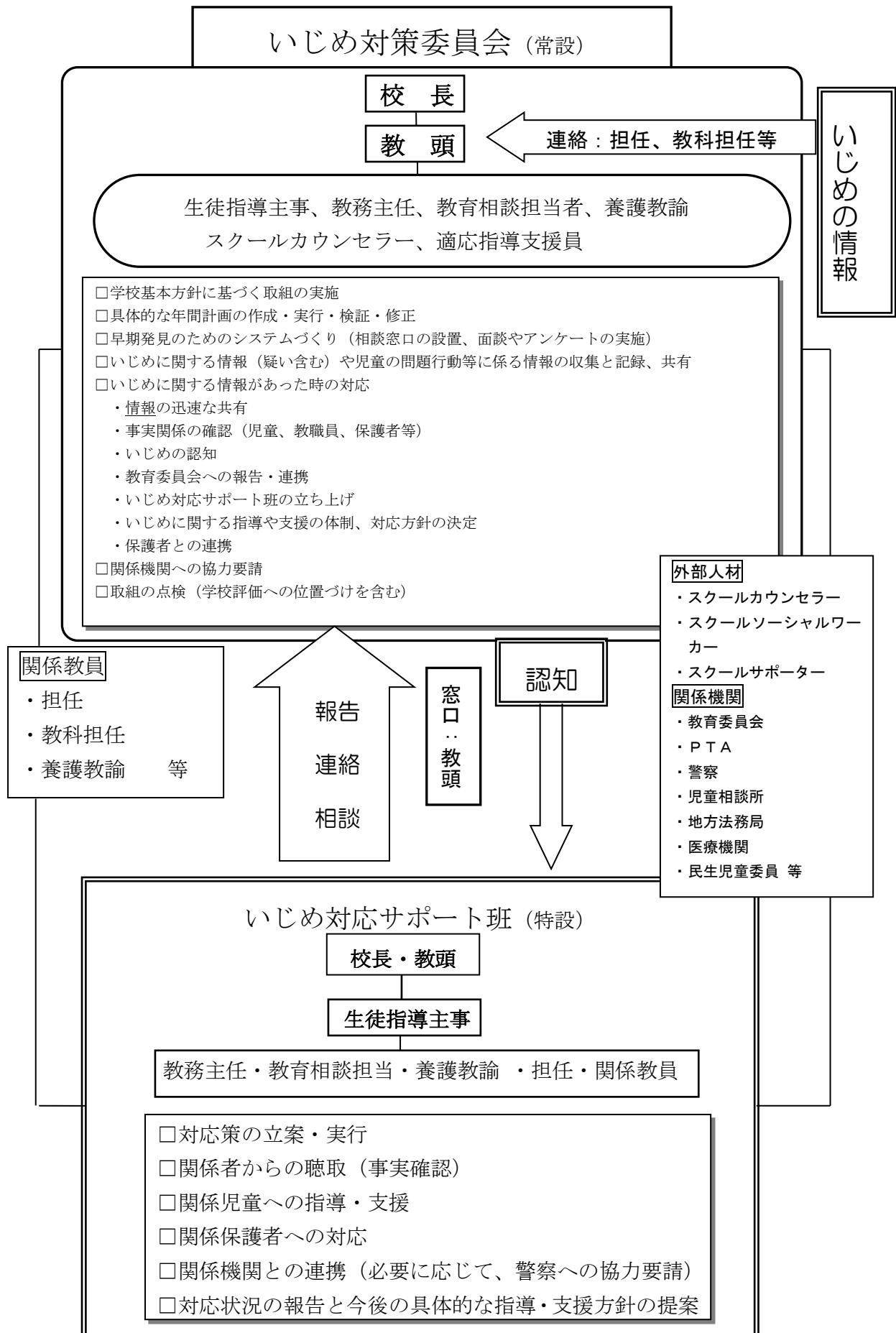
- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図 【別紙】

5 いじめ対策の年間行動計画 【別紙】

【組織図】

おおい町立名田庄小学校



【いじめ対策の年間行動計画】 [4~6月]

おおい町立名田庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等										
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生					
4 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ いじめ防止対策会議（職員会議） <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ・5月の取組確認 ↓ P T A総会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 いじめ発見のためのチェック	いじめに関する指導 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめはいけない、させない、見て見ぬふりはだめという内容の指導を学年に応じて指導する。 児童センター・児童館の使い方について情報交換 <table border="1"> <tr> <td>1年生を迎える会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1年生のお世話</td> </tr> </table> たてわり活動スタート（顔合わせ・絆づくり・リーダーの存在） たてわり遊び 生活アンケート						1年生を迎える会				1年生のお世話
1年生を迎える会				1年生のお世話								
5 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 授業研究 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・学習規律 <p>子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開</p> いじめ防止対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の共有 ・6月の取組確認 いじめ発見のためのチェック	名田庄地域について把握 <ul style="list-style-type: none"> ・名田庄の地区、通学路の様子などを把握 たてわりまつり計画・絆づくり <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な計画 生活アンケート 親子ピカピカ作戦（全校児童）										
6 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等をもとに状況把握 授業公開による指導力向上研修 いじめ防止対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の共有 ・7月の取組確認 いじめ発見のためのチェック	たてわりまつり（絆づくり、種目練習） たてわりまつり感想交流 <p>（絆づくり、コミュニケーション力育成、自己有用感の育成）</p> 保護者へのいじめ早期発見アンケート実施 QUアンケート 教育相談月間										

〔7～9月〕

名田庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	授業研究会						
	保護者会　・情報や意見収集						
	いじめ防止対策会議 ・児童理解の共有						
	いじめ発見のためのチェック						
	家庭・地域・学校協議会・(情報の共有)						
	学校評価の分析と評価						
8 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	巡回指導						
	いじめに関する校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期からの取組 ・教員の意識点検 ・QU分析（教育相談）						
	いじめ防止対策会議 ・児童理解の共有 ・9月の取組確認						
9 月	授業研究						
	いじめ防止対策会議 ・児童理解の共有 ・10月の取組確認						
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	いじめ発見のためのチェック						

〔10～12月〕

名田庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>授業公開による指導力向上研修</p> <p>いじめ防止対策会議 ・児童理解の共有 ・11月の取組確認</p> <p>いじめ発見のためのチェック</p>	<p>社会見学（2年生） 1年生のサポート</p> <p>たてわり遊び</p>		<p>社会見学（5年生） 3、4年のリード</p> <p>修学旅行で6年生不在時のリーダー</p>			<p>修学旅行 ・自主的計画 ・班別活動（協力）</p>
11 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>人権教育・人権週間に 関する校内研修会 ・たてわり人権活動と人権集会のもち方</p> <p>いじめ防止対策会議 ・児童理解の共有 ・12月の取組確認</p> <p>授業研究</p> <p>いじめ発見のためのチェック</p>						<p>教育相談月間</p> <p>家庭での読書・親子読書の呼びかけ</p> <p>保護者へのいじめ早期発見アンケート実施</p> <p>おいも パーティー おもちゃランド</p> <p>つぐみ 福祉会</p>
12 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>保護者会・情報や意見収集</p> <p>いじめ防止対策会議 ・児童理解の共有 ・1月の取組確認</p> <p>いじめ発見のためのチェック</p> <p>家庭・地域・学校 協議会・（情報の共有）</p> <p>学校評価の分析と評価</p>						<p>たてわり遊び 読書がんばり月間</p> <p>生活アンケート</p> <p>人権週間の取組 ・たてわり人権活動 ・人権標語 ・全学級人権に関する公開授業 ・人権作文 ・委員会全校放送 等</p> <p>昔遊び</p> <p>たてわり大なわ大会</p> <p>生活アンケート</p>

[1~3月] 名田庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等							
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
1 月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 授業研究 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> いじめ防止対策会議 ・児童理解の共有 ・2月の取組確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> いじめ発見のためのチェック </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめに関する指導 ・いじめはいけない、させない、見て見ぬふりはだめ という内容の指導を学年に応じて指導する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> ・たてわり遊び </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 生活アンケート </div>							
2 月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> いじめ防止対策会議 ・児童理解の共有 ・3月の取組確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 学校におけるいじめの問題への取り組みの点検③ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> いじめ発見のためのチェック </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 新1年生体験入学 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ありがとう集会の計画 5年生…企画・運営 4年生…メッセージカード 2・3年生…飾り作り 1年生…似顔絵描き </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> ・たてわり遊び（5年企画）・なわとびがんばり月間 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 生活アンケート </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 名中体験入学 </div>						
3 月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ いじめ防止対策会議（職員会議） ・課題、計画確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> いじめ発見のためのチェック </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ありがとう集会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> たてわり遊び </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 卒業式練習 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 生活アンケート </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 卒業式準備 </div>							

